

最低賃金のさらなる引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書

日本の実質賃金は1997年以来四半世紀で約1割下がっている。その背景には、非正規労働者や低賃金の正社員が増え、これに伴って中間層の賃金も抑えられてきたことがある。最近では、コロナ禍と、生活必需品の激しい価格高騰の影響により、低所得者の生活はより深刻になっている。

日本の賃金引上げの重要な方法の一つが、最低賃金引上げである。今年、中央最低賃金審議会が、A・Bランクで31円、C・Dランクで30円の目安を答申し、全国加重平均は961円となった。しかし、現状では賃金上昇より物価高騰が大幅に先行している状況である。同時に、さらなる引上げには原材料高騰分の価格転嫁が困難な中小企業への支援が特に不可欠である。

また、地域による格差も深刻である。最低賃金の最高額と最低額の差は、2006年の109円から、2019年には224円へと2倍以上の差がついた。今年も219円へと若干縮まったものの未だ格差は大きい。それが、若者の都市部への流出や地方の経済沈下の原因の一つとなっている。

よって国会及び政府におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金をさらに引き上げること。
- 2 最低賃金引上げの際には、コロナ禍での様々な経営支援、下請け取引の適正化、各種財政支援など、中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

富山県入善町議会